

## (仮称)藤崎こども園整備設計業務プロポーザル募集における質問及び回答

習志野市こども部こども政策課

No.	質問事項	市回答
1	応募要項 2 参加資格(8)の実績の証明については、管理技術者の実績証明により行うものと考えて良いでしょうか。	管理技術者もしくは担当主任技術者の経歴書(別記第3・4号様式)に添付する「業務実績を証明する書類」により確認いたします。なお、応募事業者としては募集要項2.(8)の実績を有する者であっても、今回の業務に配置する管理技術者及び担当主任技術者の経歴書から内容を確認できなかった場合は、応募事業者に対して個別確認や追加資料の提出を求める場合があります。
2	参加表明書(副)にも管理技術者および主任技術者の業務実績を証明する書類の添付は必要でしょうか。	業務実績を証明する書類を含む全ての添付書類について、正本のみの添付とし、副本には添付する必要はございません。
3	別記第3号様式 担当主任技術者の経歴に添付する業務実績を証明する書類(PUBDIS 又は業務体制等を事業者へ提出した資料)がない場合、応募者代表または主任技術者の所属する企業代表者による業務履行証明書の提出に変えることは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、必要に応じて発注元に対して業務実績の内容の照会を行う場合がございます。
4	【募集要項 P2】 現地見学会は行わないとのことですが、敷地に立ち入らないで周囲を見学することは可能でしょうか。	自主的に計画地周辺を見学することは制限しませんが、周辺住民の皆様の生活、車両や歩行者の通行、小学校・幼稚園・放課後児童会の運営等に支障が生じないように、十分配慮した上で実施するようお願いいたします。
5	【募集要項 P9】 保護者の送迎用駐車場・駐輪場はそれぞれ何台必要でしょうか。	これまでの同規模の整備事例では、保護者の送迎用駐車場は10~12台程度、駐輪場は25台程度を設置しております。本事業においては、敷地が狭小であることから、配置計画や通園時の安全配慮などを検討した上で基本計画において駐車台数等を決定します。
6	【募集要項 P9】 保護者用の駐車場・駐輪場を藤崎小学校の一部で整備した場合は、プール敷地においては駐車場・駐輪場の整備は不要と考えてよろしいでしょうか。	駐車場・駐輪場の配置する位置については、設計業務の中で検討して決定してまいります。なお、提案書の作成においては、プール敷地に駐車場・駐輪場を整備する必要はございません。
7	【募集要項 P9】 計画建物は2階建てと想定しているとお見受けいたしますが、2階建てが計画の条件となるのでしょうか。	現在、こちらで設定している計画の条件は、募集要項に記載している内容のとおりとなります。
8	【募集要項 P9】 必要諸室それぞれの面積をお教えてください。	必要諸室の面積については、千葉県の「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年10月21日条例第41号)」を基準とし、設計業務の中で面積を決定してまいります。技術提案書においては、一時保育は利用定員15名程度、こどもセンターは利用人数10組20名程度(新型コロナウイルス感染症拡大防止対策中は5組10名程度)を目安とし、提案者がそれぞれの必要諸室の面積を募集要項12.「計画概要」から想定していただき、作成してください。
9	【募集要項 P9】 給食は園において調理するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	【募集要項 P10】 開発協議において、接する道路の拡張整備が必要となる場合があるとありますが、対象となる道路と拡張の程度、その他開発に係る整備概要をお教えてください。	開発にかかる整備概要の詳細については、設計業務において行われる習志野市開発事業指導要綱及び開発事業施設整備基準に基づく協議によって決定いたします。(要綱及び基準は本市のホームページで御確認いただけます。)なお、提案書の作成においては募集要項11.(2)⑤記載の現況幅員に対し、南西側は9m、その他2面は6mの一方後退を行うこととし、いずれも隅切き長さは斜辺で5mにて計画を行ってください。
11	【募集要項 P10】 敷地の高低差が解る資料の貸与をお願いします。	敷地の高低差については、別途発注の測量業務において測定を行う予定ですので、現状では市で作成している白地図等に記載のある高低差を参考としてください。
12	【募集要項 P11】 業務支援として、会議・近隣住民等を対象とした説明会等への参加とありますが、延べ何回程度想定されていますでしょうか。	設計業務の中で必要に応じて会議や説明会を実施することとなります。
13	【その他】 藤崎小学校の現児童会の児童の送迎等がどのように行われているのかお教えてください。	現児童会の送迎ルートは、小学校の正門から入り小学校敷地の南東沿いを通るルートと、小学校敷地北西側にある通用口(配置図(計画地周辺)における「現 藤崎児童会(学童)」と「【外構 要協議地】」の間)から小学校敷地に入るルートの2通りとなっております。

No.	質問事項	市回答
14	【その他】 北側の崖地は土砂災害警戒区域となっているようですが、今後の安全対策等の詳細がありましたらお教えください。	現時点において、千葉県における土砂災害警戒区域には指定されておりません。また、本市として当該崖地に対する今後の安全対策等の計画はございません。
15	【その他】 習志野市営のこども園、保育所、幼稚園の規模や平面計画の把握のために施設台帳等の資料をご提示いただけますでしょうか。	市立こども園、保育所、幼稚園の規模等については、本市のホームページ（「第2次公共建築物再生計画【施設カルテ】」、「令和3年度保育所等の入所申込み」のページ内にある「認可保育施設一覧」、「令和3年度 市立幼稚園・こども園（短時間児）園児募集」、「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第3期計画」など）にて御確認ください。平面計画については、提供する予定はございません。
16	【その他】 給食の搬入車両の大きさの想定がございましたらご提示ください。	通常は全長4メートル程度の商用車、最大でも全長5メートル以内の2tトラック程度の大きさを想定しています。
17	千葉県・東京都・埼玉県・神奈川県・茨城県外の本店は実績を有していますが、同上県内にある営業所等には実績が無い場合、参加資格の要件を満たしていないことになるのでしょうか。	募集要項2.(6)において規定する入札・契約に係る権限を委任された営業所等における実績がなくとも、営業所等が所属する企業・団体に募集要項2.(8)に規定する実績があれば参加資格を有するものとします。
18	募集要項7.応募手続き(2)参加表明書等の提出の③提出書類について、(イ)の添付書類及び(ウ)、(エ)は正本にのみ添付すればよろしいでしょうか。	No. 2の回答のとおりです。
19	別記第2号様式及び別記第3号様式の※4について、配置予定技術者の業務実績が同一のものである場合、添付書類は技術者毎に添付するのではなく、一部のみでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	募集要項p.9に駐車場・駐輪場についての記載がありますが、保護者の送迎用の駐車場・駐輪場の想定台数をご教示ください。	No. 5の回答のとおりです。
21	募集要項p.9に駐車場・駐輪場についての記載がありますが、職員用の駐車場・駐輪場は想定しないものと考えてよろしいでしょうか。想定されている場合は、台数をご教示ください。	職員の駐車場は想定しておりません。職員の駐輪場は小学校と協議した上で検討するものとします。
22	縮尺1/300の配置図において【外構用地の一部として使用可能】および【外構 要協議地】と記載のある範囲において、駐車場・駐輪場を整備した上で、それ以外の目的で外構として使用することは可能でしょうか。	提案書の作成において、「配置図（参考）藤崎小学校計画地周辺」における【外構用地の一部として使用可能】および【外構 要協議地】は、全て駐車場・駐輪場として使用することを想定しております。なお、設計業務においては、当該範囲を駐車場・駐輪場以外の用途で使用することも検討いたします。
23	北東側道路において、防災倉庫とゴミ置き場が敷地内に入り込んでいるようですが、移設すると考えてよろしいでしょうか。	提案書においては、防災倉庫及びゴミ置き場は考慮せずに配置計画を作成してください。なお、防災倉庫及びゴミ置き場の設置位置等については、設計業務において検討いたします。
24	園児の登園はどのような想定でしょうか。送迎バス等の利用がある場合は乗降場所などについてお考えがありますでしょうか。また、車、自転車、送迎バスによる登園の大体の割合がわかればご教示ください。	短時間児は徒歩または自転車による通園に限定しており、長時間児は自家用車での通園を認めております。送迎バスの導入は予定しておりません。通園方法の割合は、年次集計等を行っていないためお答えできません。
25	建ぺい率50%とありますが、角地緩和はありますか。また、条例による角切りの規定がありますでしょうか。	角地緩和については、習志野市建築基準法施行細則第25条に規定があります。また、習志野市開発事業指導要綱にて街路幅員に応じた隅切りの長さの規定があります。
26	建築設計業務委託特記仕様書（案）p.1敷地面積について、「開発行為による道路拡幅部を含む」とありますが、どの道路においてどの程度の幅が見込まれるか想定がありましたらご教示ください。	No. 10の回答のとおりです。
27	募集要項2.参加資格(1)について、参加表明書等の提出日まで～とありますが、現在登録していない状況にあります。契約時まで、又は参加表明前に登録処理を行えば問題ない日程まで期間を延ばしていただくことは可能でしょうか。	審査中や審査結果後に、募集要項2.(1)に示す登録が行えずに失格となって審査対象から除外となることや契約できない事態を防ぐため、期間の延長を認めることはできません。

No.	質問事項	市回答
28	審査要領 3. 第一次審査②より各担当主任技術者～上位2つの業務実績を対象、とありますが、業務実績が1つのみの場合でも参加は可能でしょうか。	業務実績が1つのみでも参加可能です。業務実績が1つのみであった場合の一次審査の配点については、別記第3号様式欄外の※5のカッコ書きの内容を御確認ください。
29	募集要項2. 参加資格(3)より、雇用関係の記載があることから、設計JVは不可と考えてよろしいでしょうか。	設計JVは不可とし、2. 参加資格(3)及び(4)の条件を満たした上で、協力事業者より総合(意匠)以外の担当主任技術者を配置する事は可とします。
30	こども園を新設するにあたり都市計画上の開発行為には該当しますか。また、接道に関する条件はありますか。	都市計画法第34条の2の適用を想定しております。No. 10の回答を併せて御参照ください。
31	藤崎幼稚園の園児は現在、どのように登園しているのか教えてください。	現在の幼稚園児の登園は、全て保護者による徒歩または自転車での送迎です。幼稚園の登園時間は午前9時、退園時間は午後2時(4歳児は5月第2週まで午後1時30分)で、午後2時から午後5時までの時間で預かり保育を実施しております。
32	技術提案を求めるテーマの中に、藤崎こども園の運営・各種行事を考慮とありますが、保育所、幼稚園で特に重視している行事があれば教えてください。	特に重視している行事は、入園式と卒園式、運動会、親子参観、発表会等になります。また行事ではありませんが、夏季期間におけるプールや水遊びは、施設運営の中で重視しております。
33	駐車場、駐輪場のおよその必要台数をお教えてください。	No. 5の回答のとおりです。
34	藤崎こども園の予定職員数と内訳をお教えてください。	募集要項12.(2)②の定員(最大想定人数)の場合、保育士27名、栄養士1名、看護師1名、一時保育4名、こどもセンター4名、調理員(業務委託)8～10名程度を想定しております。
35	こども園の配置図データはご提供いただけるのでしょうか。また、北西側道路の対向側崖地を含めた資料はいただけるのでしょうか。	技術提案書等の提出者に対しては、募集要項に添付している配置図のCADデータを提供いたします。北西側道路の対向側崖地を含めた資料については、別途発注の測量業務において測定を行う予定ですので、現状では市で作成している白地図等に記載のある高低差を参考としてください。
36	開発行為による道路拡幅部を含む計画道路は習志野市道07-122号線と考えて宜しいでしょうか。	No. 10の回答のとおりです。現時点では習志野市道07-122号線に限りません。
37	建蔽率について敷地は、建基法第53条3項2号と考えて宜しいでしょうか。	建築基準法第53条第3項第2号については、習志野市建築基準法施行細則第25条に規定があります。
38	現時点で結構ですので周辺住民方の同意状況をお聞かせください。	周辺住民の皆様に対しては、今後の設計業務の中で必要な説明を行ってまいります。
39	給食室について、全年齢対象の自園調理と考えて宜しいでしょうか。	No. 9の回答のとおりです。
40	想定面積をできるだけコンパクトとありますが、必要諸室として想定している部屋は兼ねることが可能と考えて宜しいでしょうか。	募集要項12.(2)③の必要諸室として想定しているものは、基本、全て独立した部屋を想定しております。No. 8の回答も併せて御参照ください。
41	想定する駐車場および駐輪場の台数があれば教えてください。また送迎バスは想定していますか。	送迎バスを導入する予定はございません。駐車場・駐輪場の台数についてはNo. 5の回答のとおりです。
42	運動会などのイベントは小学校の運動場を借りる等の想定はありますか。	運動会などのイベント実施については設計業務の中で検討してまいります。こども園の園庭の面積や形状によっては、運動会等で小学校のグラウンドを借用することも想定しております。

No.	質問事項	市回答
43	想定される職員の数とその内訳を教えてください。	No. 34の回答のとおりです。
44	こども園のプールは組み立て式で宜しいでしょうか	プールは組立式を想定しております。
45	参加表明書について、提出は正1部、副3部となっておりますが、副の方にも添付書類（7. (2)③(ウ)、(エ)や、業務実績を示す書類）を添付する必要はございますか。	No. 2の回答のとおりです。
46	送迎バスを導入される予定はありますか？ある場合台数及び大きさを提示願います。	No. 41の回答のとおりです。
47	駐車台数及び駐輪台数の指定はありますでしょうか？	No. 5の回答のとおりです。
48	保育所と同等の諸室がある障害児（0～5歳）の通所施設は類似業務に該当すると考えてよろしいでしょうか。	審査要領3. (5)②の「イ 同種又は類似による評価点」の表における類似の区分の業務実績は、児童福祉法第39条に規定する保育所の新築又は改築の基本設計及び実施設計によるものとします。御質問の施設が、児童福祉法第39条に規定する保育所に該当するかどうかで類似の区分に該当するかどうかを判断いたします。
49	募集要項P2：「現地見学は行わない」とありますが、技術提案要請者となった場合、少人数で独自に現地調査を行うことは許容されますか。	No. 4の回答のとおりです。
50	募集要項P7（ク）：「・・・過去に設計した建築物の名称、過去に受注した設計業務の名称等を記載しないでください。」とありますが、説明上例えば「弊社実績の保育園」など固有名詞を伏せたコメント挿入は可能でしょうか。	募集要項7. (3)⑦(ク)は、施設名称等から応募者が特定され、審査の公平性に影響を及ぼすことを防ぐのを目的としています。よって、応募者が特定されない記述であれば問題ありません。
51	募集要項P8：北西側道路の対面側が崖地とのことで、位置、高さなどの情報を開示いただけますでしょうか。	No. 11の回答のとおりです。
52	募集要項P10：14. 想定事業費について、新築工事費のほかに包含される事業をお教えてください。例えば、外構や園庭などの環境整備、インフラ屋外引き込みなど。	これまで本市で整備した市立こども園の実績から算出した想定事業費になり、外構、園庭などの環境整備やインフラ整備等にかかる費用も含んでおります。
53	・建築設計業務委託特記仕様書（案） —7. 業務の実施 —(6) 資料の貸与及び返却について、 ・今回解体設計する現藤崎小学校プール、旧藤崎児童会のCADデータの提供も可能でしょうか。	当該建物における設計図・完成図等のCADデータはございません。